

瀬戸内トラストニュース

第52号 2012年6月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野318-114 松本方 Tel&fax 086-243-2927

環瀬戸内海会議第23回総会

7月14～15日 大分市で開催

～ 原発による海洋汚染と震災がれき ～



伊方原発

東日本再震災そして福島第一原発多発事故から早や一年余りが過ぎた。しかし、人類史上初の原発同時多発事故は、その収束の目途も立たず、原因究明も何らされていない。今も放射能は漏れ続け、全国に放射能汚染を撒き散らしている。今後、陸上のみならず海洋の生態系への影響が深刻化することが危惧される。

加えて東北三県の震災がれき。がれき=廃棄物として焼却・埋め立て処分してよいのか。広域処理と称して全国へ分散処理するのがはたして最善なのか。果たして被災地の要望に沿うものなのか？5月になって環境省は広域処理量を4割減と計算し直した。しかし焼却による有害物の発生と拡散は免れない。また、環境省の言う焼却灰の放射性物質8000ベクレルへの緩和、2年以内の処理など、理由は全く説明されていない。

翻れば、瀬戸内海には愛媛県に伊方原発三基が立地し、上関原発が計画されている。大阪でも伊方から300kmあまり、瀬戸内海圏全域が数日で放射能汚染に曝されることは想像に難くない。昨年の総会記念講演会で、湯浅一郎さんは「ひとたび伊方で『フクシマ事態』が起きれば、瀬戸内海の暮らしも産業も歴史・伝統・文化も壊滅する」と警鐘を鳴らした。『フクシマ事態』が起きれば、文字通り、瀬戸内海は「死の海」となる。



11.10.23 第25回伊方集会



5月6日深夜、北海道電力泊原発が運転停止し、日本列島の原発は50基すべて稼働停止になった。四国電力伊方原発3号機再稼働は瀬戸内海全域の問題だ！原発に頼らない社会へ、今、伊方原発再稼働を止めよう！！

環瀬戸内海会議第23回総会 in 大分に集おう！（詳細は12頁、折込みの参加申込書をご覧ください）

目次

愛媛県松山市	「伊方原発の再稼働を許さない市民ネットワーク」結成！	小坂 正則	2
愛媛県松山市	震災がれき広域処理（愛媛新聞 2012.5.27付より）		3
大分県佐伯市	大入島埋立反対訴訟 住民側、実質「勝利」	松本 宣崇	4
生物調査担当・小西良平さんのあまりにも早い逝去を悼む	松本宣崇・湯浅一郎・牛窓再発見の会・井出久司		6
2012年瀬戸内海沿岸の海岸生物調査ご協力のお願い	環瀬戸内海会議事務局		8
今こそ瀬戸内法改正へ 瀬戸内海議員連盟 設立へ	松本 宣崇		9
香川県小豆島	許せない！！強行される突貫工事 新内海ダム建設を止めよう！	松本 宣崇	10
各地から～	兵庫県豊岡市・岡山市小島が丘・香川県豊島・山口県上関	環瀬戸内海会議事務局	11
環瀬戸内海会議第23回総会 in 大分に参加しよう			12

4月15日、西日本中心に全国から市民150名余が松山に集まる 「伊方原発の再稼働を許さない市民ネットワーク」結成！

NPO 法人 九州・自然エネルギー推進ネットワーク 小坂正則



愛媛県の伊方原発は日本で唯一の瀬戸内海という内海に建っている原発です。それも中央構造線という日本最大の活断層が伊方原発のすぐ近くを通っているのです。幸いにして現在は稼働していませんが、「大飯原発の次は伊方原発が稼働か」というニュースが流れています。

大飯原発3、4号機の再稼働に対しては京都・滋賀県知事や橋下大阪市長の再稼働反対の声が大きな反響を呼んでいるので大飯町長が「再稼働を認める」という発言をしても、政府はそうすんなりとは動かさないでしょう。そんな緊張した状況が続いていた3月26日に、瀬戸内海周辺の住民で広瀬隆さんの講演会を開催した主催者の私たちへ広瀬隆さんから1通のメールが届きました。「伊方原発周辺の知事や市長が再稼働に反対していない現状では、伊方が最初に動かされる可能性がある。日本で唯一、内海に立地している伊方原発がフクシマのような大事故を起こせば、瀬戸内海は死の海になるだろう。愛媛の人びとと一緒に再稼働反対を闘ってほしい…」と。

大飯原発3、4号機の再稼働に対しては京都・滋賀県知事や橋下大阪市長の再稼働反対の声が大きな反響を呼んでいるので大飯町長が「再稼働を認める」という発言をしても、政府はそうすんなりとは動かさないでしょう。そんな緊張した状況が続いていた3月26日に、瀬戸内海周辺の住民で広瀬隆さんの講演会を開催した主催者の私たちへ広瀬隆さんから1通のメールが届きました。「伊方原発周辺の知事や市長が再稼働に反対していない現状では、伊方が最初に動かされる可能性がある。日本で唯一、内海に立地している伊方原発がフクシマのような大事故を起こせば、瀬戸内海は死の海になるだろう。愛媛の人びとと一緒に再稼働反対を闘ってほしい…」と。

27年前のチェルノブイリ原発事故の後に大分で「伊方原発に反対する大分市民の会」を立ち上げて、反対原発運動を始めた私には耳の痛い言葉でした。そこで、私は四国、山口、広島、岡山などの皆さんに「松山に集まろう」と最初に呼びかけました。そして瀬戸内海を隔てた人びとが愛媛県に集まって「伊方の闘いを自分たち地元の問題として今後は取り組もう」という集会を開催したものです。

4月15日（日）中国・四国・九州は元より東京、福島、浜岡からも駆けつけ、約150名の仲間が松山市に集まりました。そこで私たちは①瀬戸内海を中心にして再稼働を許さないネットワークを作り、いつでも愛媛県へ集ることができるようにする。②自分たちの地元の議会や首長へ再稼働反対の働きかけを行う。などを確認しました。

間が松山市に集まりました。そこで私たちは①瀬戸内海を中心にして再稼働を許さないネットワークを作り、いつでも愛媛県へ集ることができるようにする。②自分たちの地元の議会や首長へ再稼働反対の働きかけを行う。などを確認しました。



12.4.16 愛媛県庁へ伊方原発再稼働反対申し入れ

翌16日には80名で愛媛県庁へ20通余りの申し入れと公開質問状を出しました。原子力安全対策課へ「内閣府による東南海・南海地震の震源域の見直しにより、四国がスッポリ震源域に入るが、安全対策の見直しは」と質問したら「現在のところ何も新たな対策は考えていない。国からの指示があれば、それに従う」や「安全対策は国の指示どおりにやっていれば充分」など、県独自の対策を立てることなど何も考えてない愛媛県に私たちは啞然とさせられました。中村知事は「再稼働は白紙」だそうですが、白紙の意味は国への「白紙委任」だということがよく分かりました。

これから伊方原発の闘いをどのように進めればいいのか私には分かりませんが、私たちの想像力を駆使して、周りの人びとの理解と共感を得られるように粘り強く闘いましょう。

大入島埋立反対訴訟 住民側、実質「勝訴」

大分県は即時、埋立免許を撤回すべきだ！

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

大分県佐伯市大入島（おおにゅうじま）の埋め立てに反対する地元石間区会や大入島住民が求めた公金支出差止請求訴訟控訴審の判決言い渡しが3月28日、福岡高裁であった。



2005.1.25 大分合同新聞
ワイヤーを握って工事を阻止する住民ら

11年8月8日の大分地裁の一審判決は、「採算割れの事業でも必要性の判断や評価は、県知事の裁量権の範囲内にある政策判断に過ぎない」という驚くべきものであった。

むだな公共事業を省くことが叫ばれる今日、経済的合理性、費用対効果を事業可否の判断基準から排除すれば、住民監査請求は何を根拠にすれば可能なのかとってしまうものであった。

当然のこと、原告住民は8月16日控訴し、福岡高裁で審理が進められることになった。

ところが、控訴直後の8月22日、突然、大分県知事は定例記者会見で「事業計画の休止」を発表し、11月には、大分県事業評価監視委員会も「休止は妥当」と答申した。

福岡高裁は、差し止めが許されるのは「当該行為がなされることが相当の確実性をもって予測される場合」（地方自治法242条1項括弧書き）で

あることを要すると解し、記者会見での「休止」表明、12年度予算未計上、再開の有無未定を認定し、大分地裁の原判決を取り消した上で、「訴えの利益がない」と住民側控訴を却下した。

訴訟では、大分県は、（当該事業が）「埋立免許に基づく埋め立て行為がなされることが、相当の確実性をもって予測されない場合」と答弁し、高裁もそれを認定したのである。



12年2月29日 控訴審結審の日、予期せぬ天候不順のため5時間余りかけてバスで福岡高裁に駆け付けた大入島の皆さん。この日、開廷中には間に合わなかった。

埋め立て計画の目的は、佐伯港港湾整備事業に伴う浚渫土砂や道路整備に伴う残土の処理であった。しかし、経済情勢から更なる港湾整備の必要性も残土処理も、目的自体が存在しなくなっており、再開の必要性もない状況である。

大分県は答弁の中で、事業を「再開」する場合は、再度、県事業監視委員会に諮問し「妥当」の答申を受けて予算計上することになり、再開が可能なのは平成28年度（2016年度）以降であり、費用便益分析も事業再開時には異なるものとした。高裁もこれを認定し、加えて事業が再開される場合は「改めて当該行為を対象とする住民監査請求をすることができる」と判示した。

埋立免許は依然として撤回されていないが、客観情勢、大分県の答弁に照らし、住民と弁護団は、この答弁内容を踏まえた却下判決を実質的な「勝

訴判決」と評価し、裁判闘争に終止符を打つとの声明（次ページ）を公表した。

足かけ 15 年に亘る住民の闘い、時には工事の強行に身をもって阻止してきた。他方で、三件の裁判闘争を闘ってきた。また、05 年 1 月の着工阻止行動（上の写真）以降の 5 年余り、平日の朝 8 時から午後 5 時まで連日、お年寄りが厳寒の日も猛暑日も団結小屋に詰め、工事強行阻止へ見張りを続けてきた。

私たち環瀬戸内海会議も、02 年冬、地元住民の孤立した闘いを知り、住民と交流し幾度か現地に

足を運び支援してきた。

予定海域は、見るからに豊かな礫（れき）干潟、そして多種多様な魚介類、希少種が棲息し、サザエやヒジキが豊富に採れ、石間区会が管理してきた「海の入会地」でもある。直近には小学校があり、絶好の環境教育の場である。

却下判決後の記者会見で、原告団長・下川氏は、「豊かな自然とその恩恵を享受できる干潟を子孫に残したい、それが運動の根源。裁判闘争はいつたん終結するが、埋め立て反対の運動が続けると力強く語った。

福岡高裁における却下判決を受けての弁護団声明

平成 24 年 3 月 28 日

弁護団長 徳田靖之

本日、福岡高等裁判所において、石間区ほか住民によって提起された住民訴訟について却下判決がなされたが、住民及び弁護団は、これを「勝訴判決」と評価し、受け入れることとする。

本判決については、大分県が却下を求め、福岡高等裁判所が実際に却下をしたということに最大の意義がある。訴えが却下されるのは、「当該行為がなされることが相当の確実性をもって予測されない場合」である。つまり本件訴訟では、「埋立免許に基づく埋め立て行為がなされることが相当の確実さをもって予測されない」ということを大分県が答弁し、実際にその通りであると福岡高等裁判所が認定したということである。大分県は、裁判所外では、埋立免許に基づく埋立計画については休止としただけで、白紙撤回ではないとの立場をとっているが、裁判所での答弁は単なる休止にとどまらない重大な意義を有するものである。

一方、大分県は、本件訴訟においても事業再開が可能となるのは、早くも、平成 28 年度以降としていることから、同年度以降の再開がありうることを前提とはしている。もっとも、再開にあたっては改めて費用便益分析をする必要があることも明らかにしている。

この点、埋立計画は、佐伯港港湾整備事業に伴う浚渫土や道路網整備に伴う陸上残土といった公共残土の処理目的の事業である。しかし、港湾整備事業策定当初と比較し、現在の佐伯市近隣の経済情勢及び佐伯港の運行状況からすれば、さらなる佐伯港港湾整備の必要性がないことは明らかである。また、東九州自動車道の整備をはじめ、県南地域の道路整備についても、すでに目処がついているところである。つまり、埋立をする目的自体が存在しなくなっているのであるから、埋立工事再開の必要性が認められることはありえない状況である。

以上の客観的情勢、大分県の行った答弁内容に照らすと、大分県は事実上計画を撤回したものと受け止めることができ、その答弁内容を踏まえた却下判決は、住民及び弁護団にとって実質的な「勝訴判決」として評価できる。よって、住民及び弁護団は本「勝訴判決」を受けて裁判闘争についても終止符を打つこととする。

以上

生物調査担当・小西良平さんのあまりにも早いご逝去を悼む



環瀬戸が2002年から始めた瀬戸内海沿岸の生物調査で、この10年、講師として指導員として沿岸各地へ調査に出向いてくれた小西良平さんが昨年11月12日未明、お亡くなりになりました。享年64歳という若さでした。

3年余り前、勤務先の健康診断でガンが見つかり手術を受け、経過は良好と聞いていました。ご葬儀の後、奥様から聞きました。11年4月のアースディ in 豊島の後に再手術し良好であったが、8月末ごろから声が出にくくなり、徐々に体調が落ち、11月15日に三度目の入院、二週間後ついに帰らぬ人になってしまいました。

毎年5～10月の土日・祝日の大半を海岸生物調査につき込んでくれました。この10年を振り返ると、環瀬戸の活

動は生物調査を抜きには語ることはできず、小西さんなくして調査は10年も継続できなかつたと思います。

一緒に参加した昨年9月24日の播磨灘を守る会40周年シンポを早退し、25日早朝、大阪泉南でのSコープ大阪主催による調査に同行したのが最後となりました。直前に小西さんから「声を出しにくいので同行を」との要請で同行した次第、こんなにも急変するとは思っていませんでした。病床にお見舞いに伺った時も、小西さんからは海岸生物調査のことばかり気にしていました。

環瀬戸にとっても、瀬戸内海にとってもかけがえのない人を失いました。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。 合掌

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇



在りし日の小西良平さん 写真左・11. 4. 17 香川県豊島、アースディかがわ in 豊島での生物調査

右・11. 9. 25 最後の調査となったエスコープ大阪の大阪岬町せんなん里海公園での調査



多くの方から弔電や弔意のメールが寄せられました。一部紹介します。

● 湯浅一郎さん（東京都小金井市） メール 日時：2011年12月1日 22:46

連絡ありがとうございます。それにしても言葉がありません。環瀬戸内海会議にとってはもちろんのこと、瀬戸内海にとって本当にかげがえのない方を失ってしまったことに、大きな衝撃を受けています。

7月16～17日、故藤岡義隆さんの海岸生物調査を引き継ぐために、小西さんを中心に数人で、藤岡さんの調査地点を一通り回り、呉周辺の海岸生物調査を行いました。これで何とか藤岡さんの50年にわたる蓄積を生かしていける態勢ができたと思って、ほっと一息ついたところで、小西さんの急逝は、とにかく残念でなりません。大きな、すぐには埋められない、空洞ができてしまった感じがします。私は、遠方において、日常的な活動に参加できない状況ですが、何がしかの寄与をしていけるように努力せねばと改めて思っ

ているところです。

9月24～25日、「播磨灘を守る会40周年」シンポでお会いした時、声が枯れているのが気にはなっていました。まさか、これほど深刻だったとは気付きませんでした。

常に穏やかで、地道な仕事を人知れず積み上げる小西さんのスタイルは、環瀬戸になくしてはならないものでした。その様子が見られなくなったことが惜しまれます。心よりご冥福を祈ります。

かなり前になりますが、備前での集会の折、小西さんのご自宅に泊めていただき、翌日は、近くの観光地や片上湾を案内していただいたことを思い出しています。

● 牛窓再発見の会（岡山県瀬戸内市） 弔電

牛窓のわれわれにとって環瀬戸といえば小西さんだった。牛窓渚ウォッチングは来年が十年。小西さんにまとめてもらってひと区切りの報告書を出すつもりだった。九年間毎年、小西さんが参加し指導してくれた。環瀬戸の一番身近な存在が小西さんだった。

あまりにも早い逝去に今は言葉もない。今までよりもより一層瀬戸内海的环境を守る活動に取り組むことが小西さんに報いる道だろう。がんばります。安らかに……………。

***** あの時を忘れない *****

愛媛県今治市 井出久司

ここで言う“あの時”とは、昨秋、阿部悦子さんから、小西さんの訃報を受けとった時と、阿部さんが小西さんを見舞われた時の様子を聞いた時と、そして当然小西さんと共に生物調査に出た時のことである。

阿部さんからの電話で訃報を聞いた時は、暖かかった昨秋には珍しい冷たい北風の吹く夕方であった。1ヶ月ほど前に、電話した折は声が潤っていて、体調が優れない様子ではあったが、まさかとしか言いようがなかった。環瀬戸内海会議では、情熱派の阿部さん、松本さんに対して、常に冷静でしかし必ず出席され、裏方で支えておられた小西さんとの二枚看板のように私は感じていた。瀬戸内海全域の百ヶ所に及ぶ生物調査を一人で回られていたと聞くにつけ、誰にも真似はできないなあと今でも感服している次第。私は、昨年の総会に阿部さんに招かれ、その時生物調査を知り、一緒にやりたいと思い、中島、松山での調査に参加、次いで桜井周辺での調査に参加し、その時が小西さんとのお別れになってしまった。世に有名な楠木正成親子の桜井の別れを思わせる様で余りにもつらく、口惜しい限り。まだまだ多くの事を教えてもらいたかったのに。

また、阿部さんが、小西さんが亡くなる数日前に、松本さんを見舞いに行かれた折、病床で小西さんが生物調査のことばかり話しておられ、「今年の中島は楽しかった」と言われていたと聞き、来年も再来年も一緒に行けると信じていたのに……………と思いが募るばかり。

歴史好きの私としては、真田幸村の父昌幸が病床に於いても家康打倒の策を練り続け、「我に後三年の命があれば……………」と語った話が思い起こされる。病床の小西さんの思いもきっと同じ様なものではな

かっただろうか。

これからの環瀬戸内海会議を思い、生物調査のことを思い、やり残した仕事、夢と言っても良いかもしれない。環境破壊の進む瀬戸内海、この命の海の声聞くのが生物調査だと私は思う。

自らは決して声をあげることはできないが、そこに住む生物の様子を見て、瀬戸内海の声私達は聞くことができる。かつて長曾我部元親が、「人の声は耳で聞くもの、天の声は知恵で聞くもの」と言った話があるが、海の声はそこに住む生物に生物調査を通して聞くことができるのである。生物調査を始めて10年、その結果をまとめる折に大黒柱である小西さんを失ったことは、惜しみても余りある。まして御年もまだこれから、と言っても差し支えないであろうに。

その早すぎる死に思い起こされる歌が一首ある。秀吉にもその早すぎる死を惜しまれた蒲生氏郷の辞世の句“限りあれば吹かねど花は散るものを心短き春の山風”である。小西さんの場合は秋の山風（北風）と言うべきか。

しかしながら、散った花の後には新しい芽が出なければならぬ。私は先日大潮の頃に小西さんから畑の一部を譲られる夢を見た。これは生物調査のことであるのは言うまでもないことで、少なくとも私は身近な愛媛については遺志を継ごうと決意した。しかし、余りにも直接教えてもらった内容の少なさ、また残された仕事の大きさは決して一人や二人では補えるものではない。が、それでもやらねば瀬戸内海の豊かな自然は失われてしまう。今環境破壊を止めれば、まだ瀬戸内海は再生できると思う。皆さん共に立ち上がり、小西さんの夢瀬戸内海再生のために生物調査を引き継ごうではないか。

(2012年5月)

2012年瀬戸内海沿岸の海岸生物調査ご協力のお願い

環瀬戸内海会議事務局 松本 宣崇

今年もやります。海岸生物調査

2002年に始めた海岸生物調査、今年で11年目に入ります。今年の調査は、播磨灘を守る会による5月19日の兵庫県たつの市新舞子浜、5月20日Sコープ大阪による泉南郡岬町のせんなん里海公園で始まりました。今年も海岸生物調査を実施したいと思います。引き続きご協力をお願いします。



2011.9.23 岡山県倉敷市塩生(しおなす)



2011.10.23 愛媛県伊方町三机海岸



2012.5.20 大阪府泉南郡岬町せんなん里海公園でエスコープ大阪組合員ご家族とともに



海岸生物調査のもつ意味は何よりも、いつの間にか失われてきた海に親しむ暮らしを取り戻すこと、そして気軽に誰でもできる調査で「足元の海」を体感することだと思っています。

文字通り、見て、触れて、感じて、食して、足元の海を共に感じることに思います。そして、海の生き物たちが、環境の変化に如何に敏感に反応するか見てほしいのです。とりわけ、海の生物たちに触れ合う機会が少ない子どもたちに、触れ合う場を提供していきたいと思っています。

この10年、講師や指導員として各地での調査に出向いてくれていた小西良平さんが昨年12月1日お亡くなりになり、調査を事務局で一手にサポートできる状況にありません。

ぜひとも、まずはこれまで各地で生物調査にご協力頂いた皆様に、引き続きご協力をお願いします。

各府県で生物調査リーダーを！

この10年間、海岸生物調査を進めてくれた小西良平さんを失った今、沿岸府県ごと、あるいは地域単位でリーダー役の登場が望まれます。これまで調査活動に参加してきた皆さん、ぜひともリーダー役を買って出てくださいようお願いします。

潮間帯の調査に適した昼間の潮の干満が大きく、しかも土日という限られた条件で、瀬戸内海一円での100地点での調査は、地元の皆様のご協力がぜひとも必要です。瀬戸内海の各地で潮の干満時刻は、変わってきます。**潮時表(海上保安庁作成の全国潮時港マップ)**を検索し、生物調査に絶好の日程・時刻を今から設定ください。これまで各地で協力して頂いている皆さん、今年も宜しくをお願いします。

調査日程、そして調査結果を下記連絡先まで連絡をお願いします。

連絡先：環瀬戸事務局・松本 (Tel・FAX 086-243-2927 Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp)

今こそ「瀬戸内法」改正へ 瀬戸内海議員連盟 設立へ

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

東京スカイツリーオープンに「沸く」5月22～23日、衆参両院議員会館を訪ね、脱埋め立てへ瀬戸内法の改正を進めるべく、「瀬戸内海議員連盟(仮称)」の立ち上げに向け発起人を依頼するとともに、加入を求めて議員会館内を走り回った。5月22日は青木敬介副代表、渡部淑子幹事と松本事務局長の三名、23日は青木副代表の呼びかけで、JAWAN 会員で三番瀬を守る会の中山敏則さんが応援に駆け付けて下さり、青木・中山・松本の三名で依頼に回った。直接本人に面談できたのは、土肥隆一(兵庫)、仙谷由人(徳島)、花咲宏基(岡山)の三名の衆院議員、姫井由美子(岡山)、藤谷光信(比例・地元は山口)の二名の参院議員の計五名であった。加えて76名の議員秘書に面談し、理解と連名への加入を要請した。

た。



12.5.23 衆議院第二議員会館で

これまで、江田五月参院議員(岡山)、辻元清美衆院議員(大阪)、服部良一衆院議員(大阪)からは、すでに青木副代表が加入に内諾を得ており、姫井議員は加入を即答、藤谷・平岡秀夫(山口)両衆院議員・川田龍平(東京)末松信介(兵庫)参院議員から5月末までに、加入の回答が寄せられ、川田議員からは発起人になってよいとの電話があった。

瀬戸内海環境保全臨時措置法は1973年、瀬戸内海沿岸各地の住民漁民の要求で制定された時も、超党派の議員立法であった。その自民党試案でも「海面埋め立ての禁止」が明記されていたが、建設・通産省(当時)や財界の横やりで消され、78年の際も特別措置法として恒久法とされた際にも、何ら見直されることはなかった。

法制定以降も止まることを知らぬ瀬戸内海の海面埋め立てに歯止めをかけ、島嶼部はじめ瀬戸内海圏域への産廃の持ち込みを禁止すること、埋め立て用地造成のための海砂採取全面禁止が法改正の大きな柱である。

また、私たちの改正案にも盛り込んでいる、沿岸各地に大量に放置される遊休埋立て地を磯浜に復元すれば、大阪湾・広島湾等の貧酸素水域が改善されよう。それはひいては1985～6年ごろをピークに衰退する内海漁業の再生に寄与することになる。

沿岸各地の皆様、あらゆる手立てを労し、あらゆるコネを使い地元選出の国会議員に瀬戸内海議員連盟に加入を呼び掛けて下さい。



12.5.22 参議院議員会館で姫井由美子議員と



12.5.22 衆議院第二議員会館で藤谷光信議員と

土肥議員は以前から法改正に積極的で、発起人を快諾し、立ち上げに向け事務局の役割を果たすと声明してくれた。加えて、私どもが作成した改正法試案を衆議院法制局に提出することも引き受けてくれ

許せない！！強行される突貫工事 新内海ダム建設を止めよう！

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇



写真は、2012年5月20日現在の新内海ダム建設現場（勝元稔さん撮影）です。残念ながら香川県が強行する突貫工事で、ダム堤の高さは既存内海ダムを上回る高さになっています。

「こんなにでかいものとは思わなかった。」これがダム下流住民の素直な感想です。昨年1～3月丸山博室蘭工業大学教授が実施した旧内海町民対象のアンケートでは、県が主張する「町民の80%が賛成」が嘘であり、地域の区会幹部や業界団体による強引な同意書集めがあったことも明らかになりました。

しかも、高松地裁では、「内海ダム再開発事業認定取消を求めた住民訴訟が係争中です。

すでに、住民側から意見書が法廷に提出されています。治水・利水は、嶋津暉之・遠藤保男両水源連共同代表、地質は志岐常正・元京都大学防災研究所教授、景観は川村晃生・慶応大学文学部教授と、各分野のそうそうたる専門家によって、住民側証人として法廷証言がこれから始められようというところです。

ダム工事で井戸が濁る！

小豆島では昔から、宅地には井戸を、田畑には「野井戸（のいど）」を掘り、濁水に備えてきました。これは先祖伝来の生活の知恵であり、幾世代も大切に守り継がれてきたのです。

2010年から突貫工事が強行され、大切に守り継がれてきた下流の井戸を濁らせています。小豆島の地場産業、醤油醸造業・そうめん製造に井戸水は欠かせない「自然の恵み」です。地下水は、小豆島ならではの風土を生かした醤油・そうめんの製造に欠かせません。

内海ダム再開発事業認定取消請求訴訟
第16回口頭弁論
8月6日（月）16：30～ 高松地裁

工事による濁りだけでなく、今後、ダム建設に伴う地下水脈の変化による井戸枯れが危惧されています。

新内海ダム建設が、地場産業にも甚大な影響を及ぼすことを全く考えない香川県や小豆島町に、地方自治を語る資格はありません。

数年後に「水余り」に

ましてや、少子化、過疎化が進行し、仮に新内海ダムが供用開始されても、5～6年後には「水余り」になることは必至です。そしてダムの利水県が町民の肩にのしかかってきます。水道料金に上乗せか、町財政からの負担か、いずれにしろ町民に負担が跳ね返るのです。

治水対策にもなっていない

県や町が建設の論拠とした51年災害（1976年9月）は「土石流」が主原因であり、その対策にもなっていません。それどころか建設残土（マサ土＝風化花崗岩）数万トンダム上流に積み上げ、下流住民は土石流の危険性に不安を募らせています。しかも、ダム直下は軟弱地盤で、さらに断層も走り、東海・東南海・南海の三連動地震が警告されるなか、ダムの耐震性が低く、耐えられるとは思えません。

今秋にもやっと、住民が申請した専門家による法廷証言が始まります。

8月6日（月）、高松地裁へ傍聴にお出かけ下さい。

☆ 兵庫県豊岡市坊岡地区

ゴミ汚泥中間処理施設建設問題

兵庫県土地収用委員会は、12年2月6日たった二回で審理を終結し、3月26日には収用裁決を言い渡した。地元住民は昨年12月26日、都市計画法に基づく「ゴミ汚泥中間処理施設事業」認定の取り消しを求め提訴した。

3月27日には第一回口頭弁論開廷され、原告住民2名が意見陳述した。その前日か収用裁決・明渡の言い渡しであった。収用裁決は明渡期限を5月12日としており、事業者・北但行政事務組合は地権者や立木トラスト参加者に補償金の送付や、供託を進めている。トラスト参加者は受取を拒否し、組合は供託手続きを進める従来の手法に終始している。

◆次回・第2回口頭弁論

6月12日(火) 13:15～ 神戸地裁

☆ 岡山市小鳥が丘団地土壌汚染問題

岡山地裁の一審判決では住民側勝訴となっていた岡山市小鳥が丘土壌汚染訴訟(第一次訴訟・損害賠償請求)は、高裁勧告による和解協議が四回ももたれたが、事業者・両備が汚染の責任を認めず、決裂し、控訴審判決言い渡ししが6月28日(木)と決まった。

また、汚染土壌撤去を求める第二次訴訟(原告18世帯)は5月22日、29日、相次いで岡山地裁で原告・住民側証人への証人尋問が行われた。29日の証人尋問では、原告本人と原告側証人として立った中地重晴氏(熊本学園大教授)に対する尋問が行われた。

両備は、原告の土地取得時の状況や健康被害をこと細かに反対尋問し、両備の責任を小さく見せようとし、汚染の除去には、頑なに拒否しようとする態度に終始した。汚染の実態は、すでに認めているのだが、次回口頭弁論で地裁審理は結審となる。

◆土壌汚染損害賠償請求訴訟・控訴審判決

6月28日(木) 13:10～ 広島高裁岡山支部

◆汚染土壌撤去請求訴訟 次回口頭弁論

9月18日(火) 13:10～ 岡山地裁

☆ 豊島不法投棄産廃現場汚染土壌処理問題

2000年6月、県知事の謝罪表明により香川県と豊島住民会議による公害調停が成立し、産廃の無害化処理が始まった。そのために処理費用50%を国が補

助する産廃特措法が制定された。法は2013年3月末までの時限立法(豊島の処理期限は2017年3月末)、政府は12年2月、特措法の10年間延長を閣議決定したが、国会承認の見通しは立っていない。

香川県は処分量が当初推定の約1.7倍が想定され、16年3月末期限内の処理完了を急いだ。それが入札による民間への汚染土壌の水洗浄処理委託であった。そして落札したのが、滋賀県大津市の業者である。

業者の処理施設は琵琶湖流域の小河川上流、大津市内地元住民から反対の声が上がった。しかし、住民からの「豊島の汚染を何故大津で処理するのか?豊島の汚染を受け入れない」と声は、豊島からすれば、豊島への偏見、風評被害と受け取らざるを得ない。

とはいえ、処理費1t当たり6,000円余りという破格の落札、しかも落札業者はこれまで再々処理施設からの排水に住民から苦情を寄せられていたという。

果たして、香川県の汚染土壌処理を民間への競争入札で決定とした処理計画は最適だったのか。5月9日、香川県は入札による契約を解除し、計画を見直すことと表明した。

☆ 上関原発反対の闘い

上関原発建設計画に伴う、公有水面埋め立て取消を求める訴訟が二件、並行して係争中である。一つは祝島島民を原告とした、原発建設・稼働に伴う島民の生活権侵害を訴える訴訟。もう一つは、カンムリウミスズメやカラスバト、希少種の貝類を原告に加えた自然の権利訴訟である。加えてオオミズナギドリなどの生息や、カンムリウミスズメの繁殖が確認されている。

また、10年9月の建設工事強行に抗する抗議行動に対し、中電が4800万円の損害賠償を請求するという、とんでもない訴訟が係争中である。瀬戸内海を原発から守り次世代に自然を引き継ぎたいと、闘っている。まさに、この損害賠償は住民の闘いを弾圧するための「恫喝訴訟」以外の何物でもない。

◆自然の権利訴訟口頭弁論

6月13日(水) 11:00～ 山口地裁

◆公有水面埋立免許取消請求訴訟口頭弁論

6月13日(水) 11:30～ 山口地裁

◆中電による4800万円損害賠償訴訟

7月18日(水) 11:30～ 山口地裁

環瀬戸内海会議第 23 回総会 in 大分に参加しよう 「原発による海洋汚染と震災がれき」

開催日：2012年7月14（土）～15日（日）

開催地：大分市

会場：豊の国健康ランド（大分市春日町12-5 Tel:097-546-1126 大分駅南口より徒歩15分）

宿泊：ホテル豊の国（同所）

日程：7月14日 12:30 受付開始

13:00 第23回総会記念講演会 「原発による海洋汚染と震災がれき」

講演「生物学から見た原発の海洋汚染問題」

講師 佐藤 正典（鹿児島大学理学部教授）

講演「震災がれきの広域処理を考える～未来への贈り物～」

講師 関口 鉄夫（元信州大学・滋賀大学各非常勤講師）

18:30 懇親会（会場：講演会場と同じ）

15日 9:00 環瀬戸内海会議第23回総会

現地特別報告 大入島埋め立て反対運動の現場から

上程議案 ① 2011年度活動報告

② 2011年度会計報告

③ 2012～13年度役員選任

④ 2012年度活動方針

（11:00 終了予定）

11:00 オプション（エクスカーション） 案内人：小坂正則さん

鉄輪温泉地獄蒸し（昼食・各自負担）

杉の井ホテル地熱発電視察 足湯体験（15:00 終了予定）

参加費用	参加費	1,000円
	懇親会	5,000円
	宿泊費	4,000円（シングル希望は5,000円）
	オプション	1,500円

参加ご希望の方は7月7日（土）必着で、環瀬戸内海会議事務局までお申込み下さい。

FAX・Eメール・郵送いずれでも結構です。

環瀬戸内海会議の公式メールアドレスは
廃止され利用できません。当面、下記の
アドレスに連絡をお願いします。

2012年度会費納入のお願い

年会費（一口） 個人 4,000円 団体 10,000円

—— 何口でも可 ——

財政極めて逼迫しています カンパ熱烈大歓迎！！

環瀬戸内海会議は、一昨
年の第21回総会で2010
年度より、年会費値上げを
満場一致で決議しました。
会員の皆様にはご理解
ご協力をお願いします。

すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、環瀬戸の活動は、主に年会費とカンパで賄われている
ことにご理解をお願いします。くわえて、環瀬戸では各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパや立木
トラストへのご協力をお願いします。ご理解のうえ、カンパにもご協力をお願いいたします。

瀬戸内トラストニュース 第52号 2012年6月5日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子（愛媛県） 石井 亨（香川県）

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/> Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

会費等振込先 ゆうちょ銀行 口座No. 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

振込みは銀行口座からできます

他金融機関からの振込用口座 当座 口座No. 一六九（イチロクキュウ）店（169） 0044750